

第1部 総 説

第1部 総説

第1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,773.79km²（平成10年10月1日現在）となっています。

本県の総人口は、平成12年4月1日現在、186万2,167人（男90万4,200人、女95万7,967人）となっています。

平成10年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.9%を占め、以下農用地11.6%、宅地6.0%となっています。

図1－1 人口・世帯数の推移

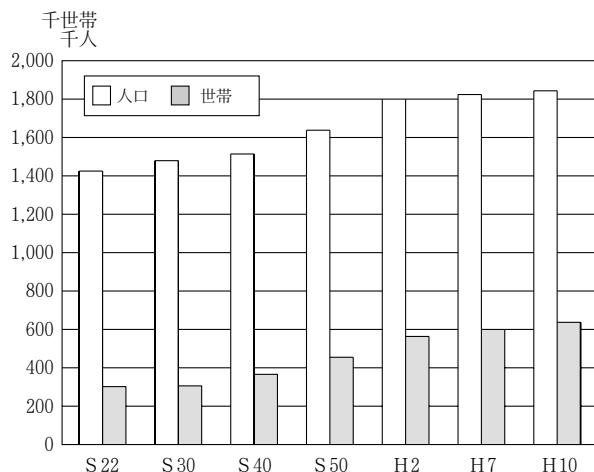
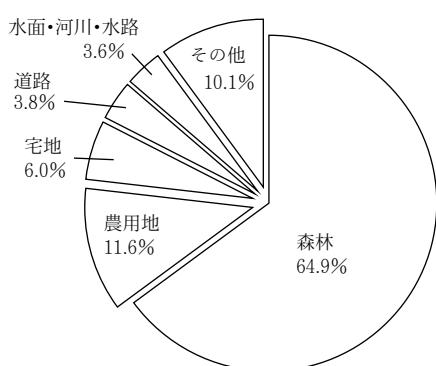


図1－2 土地利用状況



第2 環境問題の動向

1 近年の環境問題

三重県では、昭和30年代の半ば頃から四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、四日市市周辺海域での異臭魚の問題、硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。しかし、国や県による法・条例等の規制を中心とした施策をはじめ、県民の問題解決に向けた意識の変化、事業者による設備投資や技術開発の推進により大幅に改善されました。

しかしながら、最近の環境問題は廃棄物処理の問題やダイオキシン類、環境ホルモンなどの化学物質による環境汚染問題をはじめ、生活排水による河川や海洋の水質汚濁、自動車排ガスによる大気汚染など従来の産業型公害から都市型・生活型公害へと姿を変えてきています。また、開発に伴う自然破壊の進行や後継者不足等による農用地や山林の荒廃も大きな問題となっています。

また、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスによる地球温暖化、フロンによるオゾン層の破壊、酸性雨による森林や湖沼等への影響の懸念など、地球規模での環境問題も世界共通の課題となっています。

これらの環境問題は、科学技術の進歩とともに有利便性の追求や、物質的な豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けたことによるものであります。

こうした問題を解決するため、私たち一人ひとりの意識を大きく変え、環境に配慮した行動を積極的に行うことで、環境負荷を最小限に抑えた資源循環型の社会経済活動を営んでいく必要があります。

2 三重県における取り組み

三重県では環境先進県を目指し、環境への負荷が少ない循環型社会づくり、自然と共にある環境づくりなどの環境行政施策を推進しており、施策の推進に当たっては、「協働・連携」と「情報公開・情報発信」を実施手法の軸として進めています。

(1) 協働・連携の体制づくり

ア 三重県では、平成12年を「環境県民運動元年」と位置付け、環境の保全に自主的に取り組み、活動する広範な組織やN P Oで構成する県民運動を展開します。

(ア) 環境フェアを毎年6月の環境月間にエコイ

第1部 総説

ベント（平成12年度は「県民の日」の記念行事として4月に実施）として開催したり、NPOを主体とした県民運動のコーディネイト役である「三重環境県民会議」と協働で里山づくりなどの環境創造県民運動を展開しています。

(イ) 平成6年7月に設立された「三重県地球環境保全推進協議会」を発展的に改組し、新たな「環境創造活動を進める三重県民の会」（会員：県内63団体）により、環境美化行動などの複数の活動テーマが検討されています。

(ウ) ISO14001の認証取得企業や、環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、相互の情報交換を重ねながら、企業間連携や行政との協働連携により、活力のある経済・社会活動を展開し、新たな環境ビジネスの創設につなげていくため、「企業環境ネットワーク・みえ」を設立し、循環型社会の構築を目指しています。

イ 環境先進県づくりへ向けた取り組みの最大のパートナーである市町村と「県・市町村環境協働・連携会議」を県段階、県民局段階に設置し、協働・連携を進めています。

ウ 産業廃棄物や自動車の排気ガスなど新たな環境問題に対応するため、県内すべての活動主体とともに取り組むことを基本とした「三重県生活環境保全条例(仮称)」を平成12年度末を目処に制定します。

エ ダイオキシン対策をはじめとする廃棄物の適正処理を推進するため、市町村や産業界からの強い要請のある廃棄物処理センターを整備し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに、産業廃棄物を公共関与で処理する施設を整備しています。

オ 自然保護等のあり方を従来の県行政主導から県民や市町村等との協働・連携による保護へと変え、推進しています。

(2) 情報公開の一層の推進による環境施策の推進

積極的な環境実態の情報公開や情報提供を通じて、オープンな議論の場を提供し、それぞれの活動主体による環境負荷低減の自主的取り組みを促進するとともに、県民ニーズに対応し、アクセスが容易な環境情報を整備しています。

- ・産業廃棄物多量排出事業者等自身による自己の産業廃棄物の自主公開システムの推進
- ・ダイオキシン等化学物質の実態把握の拡充と積極的公表

(3) 環境負荷低減への取り組みの推進

県自らはもちろん、市町村、事業者等が率先して環境負荷の低減に取り組むように、施策を推進しています。

ア ISO14001の認証取得の推進については、平成12年2月に県庁本庁舎で認証取得しましたが、平成12年度中には全県民局での認証取得をめざすとともに、市町村や企業におけるISO14001の認証取得についても支援・促進しています。

イ 商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入」の普及を進めています。

ウ 処理業者、排出事業者等への立入検査件数を年間2500件と設定し、通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視指導を行うとともに、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する積極的な告発を行っています。

(4) 多様な森林整備のための新たな対応

公益的機能の高い森林整備を推進するため、森林GISを活用して、森林を機能別に区分(ゾーニング)する手法を確立し、モデル的に宮川流域の森林85,000haのゾーニングを行い、地域に適した森林づくりに取り組んでいます。

第3 環境政策の指針

本県においては、多様化・複雑化する環境問題や県民のニーズに応えるため、今後の環境行政の基本的な方向を明らかにした「三重県環境基本条例」を制定し、平成7年4月から施行するとともに、この条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「三重県環境基本計画」を平成9年6月に策定しました。

また、環境基本計画に掲げた4項目の基本目標を達成するための各種の環境保全施策のうち今後5ヶ

第1部 総説

年に県が実施する施策を「三重県環境基本計画アクションプラン」として取りまとめ平成10年3月に策定しました。

1 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保
- ・国際的協調による地域環境の保全

2 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定され、三重県の環境保全に関する取組みの基本的な方向を示すマスタープランです。

基本計画は、県が主体となって施策を展開し、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした計画であり、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与えていたる市町村、事業者や県民を計画の推進主体と位置づけ、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組みの方向を明らかにしています。

計画の目標年度は、平成22年度（2010年度）とし、環境基本条例の基本理念を受けて4項目の基本目標を設置するとともに、14項目の定性的な目標、48項目の数値目標を設定しています。

＜計画の基本目標＞

- I 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築
- II 人と自然が共にある環境の保全
- III やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造
- IV 環境保全活動への参加と協働

なお、48項目の数値目標の値と現況値について
は、第4部資料編をご覧ください。

3 三重県環境基本計画アクションプラン

三重県環境基本計画アクションプランは、三重県環境基本計画に沿って県が策定・実施する環境保全に関する施策を着実に推進するために策定しました。基本計画に掲げた基本目標を達成するために、今後5ヶ年に県が実施する具体的な施策を取りまとめています。

アクションプランの実施期間は、平成9年度（1997年度）から平成13年度（2001年度）までの5ヶ年をひとつの計画期間とし、5年に1回内容の見直しを行い、より実効性のあるものとすることとしています。